

**「IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会」第二次報告書（案）  
に寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）**

（敬称略 受付順（個人を除く））

提出者名
株式会社ハイテクノロジー推進研究所（秋山 広樹）
東日本電信電話株式会社（高部 豊彦）
株式会社リンク（眞神 克二）
イー・アクセス株式会社（種野 晴夫）
エムトゥエックス株式会社（眞崎 浩一）
BBモバイル株式会社 ボーダフォン株式会社（孫 正義）
株式会社STNet（落田 実）
日本テレコム株式会社（倉重 英樹）
エニ－ユーザー株式会社（宮町 秀恒）
KDDI株式会社（小野寺 正）
西日本電信電話株式会社（森下 俊三）
ソフトバンクBB株式会社 BBテクノロジー株式会社（孫 正義）
個人 2名

## 寄せられた意見及びそれに対する考え方

寄せられた意見	考え方
第1章 FMC等の新サービスに利用可能な電気通信番号について	
<対象となるサービスの概念について>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>意見1 FMC等の新サービスの概念として挙げられている「最低限の通話品質」について明確にすべき。</p> </div> <p>「従って、着信転送サービスとの差異を明確にする観点も加え、今回の検討にあたって対象となるサービスは、ワンナンバーかつワンコールで提供されるサービスで、網形態や通話料金、品質などは番号からは識別できないサービス（ただし、品質については、電話として最低限の通話品質は確保していることが必要）とすることが適当である。」について、最低限の通話品質について明確にさせていただきますようお願いいたします。基準については、なるべく緩やかに設定いただけますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">（イー・アクセス株式会社）</p>	<p>050番号のIP電話については、最低限の通話品質として、ITU-T勧告G.107に規定されているR値について50超、ITU-T勧告G.114に規定されている遅延について400ms未満を95%以上の確率で満たすことが基準として定められています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、上記の内容を報告書に記載することとします。</p> <p>今後、新規FMC用番号に係る規定等の整備を行う中で、電話として最低限の品質を確保することについての検討が必要と考えます。</p>
<既存0A0番号の使用について>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>意見2 「既存の0A0番号をFMC等の新サービスに利用可能な番号として認める」に賛同する。</p> </div> <p>「既存の0A0番号をFMC等の新サービスに利用可能な番号として認める」との報告書案の内容に賛同致します。</p> <p>（理由）</p> <p>FMCは、利用者にとっては、現在、利用している通信サービスの延長としても捉えられると考えられることから、FMCサービスの加入にあたっては、現在、利用している番号をそのまま利用したいというニーズがあると考えられます。</p> <p>そのなかでも、約1億人の利用者が使用している既存の0A0番号をFMC等の新サービスに利用可能な番号とすることによって、多くの利用者が現在の番号</p>	<p>報告書案に賛成のご意見として承ります。</p>

を変更せずに FMC に加入することが可能となり、利用者利便の確保やサービスの利用促進を実現できるものと考えます。

(BBモバイル株式会社、ボーダフォン株式会社)

< 着信網別柔軟課金について >

意見3 080/090 番号を FMC 用番号として利用する場合、「着信網別柔軟課金を前提とすることが適当」とされているが、当該条件は現状で確定すべきではない。

080/090 番号利用時には、「低廉なコストの回線に着信した際には、利用者利益の確保の観点から、高止まりの課金とはせず、着信先に応じた低廉な料金を課す着信網別柔軟課金を前提とすることが適当」なっていますが、下記の理由により、現状での当該条件の付与を確定すべきではないと考えます。

当該課金方法を定めなくとも、サービス競争によりユーザー利益となるよう各社多様な商品及び低廉な料金を実現するものと想定されます。

なお、料金自由化されている他サービスに比べ、FMC サービスに料金規制することはバランスに欠くものと考えます。

(理由)

料金は、料金設定を行う事業者の重要な事項であり、市場の競争に委ねるべきものと考えます。

必ずしも着信網コストとユーザー料金との関係は明確ではないと考えられること。

料金が高止まりするといった問題が顕在化していないにも関わらず規制することは、料金自由化から逆行するものと考えます。

着信網別柔軟課金を導入した場合、発信時に料金が分からないこと及び通話の都度異なった料金が課金され、どれが本来の料金が判定できないことといった少なからずユーザーに混乱が生じる可能性があり、さらなる検証の上での導入が必要。

(ソフトバンク BB 株式会社、BB テクノロジー株式会社)

比較的高額な料金と認識されている 080/090 番号及び 070 番号を使用する場合、移動網に着信しようと、固定 IP 網など低廉なコストの回線に着信しようと、同等の高額な課金をするのであれば、現実に固定 IP 網に着信した場合の低廉なコストを利用者が享受できないため問題と考えます。このため、利用者の利益確保の観点から、高止まりの課金とはせず、着信先に応じた低廉な料金を課す着信網別柔軟課金を前提とすることが適当と考えます。

なお、着信網別柔軟課金を前提としない場合には、利用者の利益確保が十分になされているとは言えないことから、FMC 等の新サービスへのこれらの番号の利用は適当ではないと考えます。

<p><b>意見4 F M C 未提供事業者の現行サービスへの影響は、最小限に抑えるべき。</b></p> <p>F M C 未提供電話サービス事業者が、多大なシステム改修費用等を要し、結果として現行サービスの維持に支障をきたさないよう、ご配慮いただきたくお願いいたします。</p> <p>具体的には、現行の電話サービス事業者の多くは、着信先番号帯(080/090/050 など)をみてユーザ料金設定を行っており、仮に着信先番号ではなく着信網別料金を設定することになれば、F M C 未提供電話サービス事業者までも多大なシステム改修費用等を要することになります。</p> <p>よって、現行の電話サービス維持に支障をきたす仕組みには反対いたします。</p> <p>(理由)</p> <p>上記の場合、F M C 未提供電話サービス事業者は、直接的な便益が小さいにもかかわらず、ユーザ料金の値上げを余儀なくされ、従来競争料金維持が困難となります。特に弊社のような小規模事業者であれば、結果として、電話事業撤退も考慮せざるを得ない状況になりうる恐れがあるためです。</p> <p>(株式会社 S T N e t)</p>	<p>着信網別柔軟課金については、080/090番号及び070番号をF M C 用番号として利用するにあたり、基本的に料金設定権がF M C 提供事業者に属する場合について、これを前提とすることが適当と考えます。</p> <p>なお、料金設定権がF M C 提供事業者に属しない場合であっても、着信先が固定回線であれば、例えば呼ごとの接続料を反映して料金もある程度低廉になることが考えられます。</p>
<p>&lt; 0 A B ~ J 番号の使用について &gt;</p>	
<p><b>意見5 転送サービスをN T T 東西が提供するなどして、実質的に0 A B ~ J 番号を使用してF M C を展開することになると、事業者間の公平性が確保できない。</b></p> <p>「O A B J 番号によるF M C 提供については、現時点においては適当ではない」については、賛成いたします。</p> <p>ただし、例えばO A B J 番号に発信してもF M C に転送するようなサービスをN T T 東西が提供するなどして、実質的にO A B J 番号を使用してF M C を展開することになると、事業者間の公平性が確保できないため、その点においても厳しく監視が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社)</p>	<p>今回の検討にあたっては、転送機能により実現されるサービスと、いわゆるF M C サービスは異なるものと整理しています。</p>

意見6 0AB～J番号によるFMC提供について、継続検討すべき。

0AB-J番号（固定電話番号）によるFMC提供の早期実現に向け、具体的なサービス提供条件等を継続検討すべきと考えます。

（理由）

第8回WGの資料8-9にて提示したとおり、0AB-J番号のモビリティを求めるユーザニーズは高く、FMC用番号として使用する事は、ユーザ利便性の向上につながると考えられます。

0AB-J番号でのIP電話ユーザ数は今年中には400万ユーザを超える見込みであり、今後も加速することが予想されることから、PSTN網からIP網への転換は既に進んでいると考えられます。

諸外国においても、固定電話番号でFMCサービスを提供したり、試験サービスを提供する動きが始まっています。

（東日本電信電話株式会社）

0AB-J番号（固定電話番号）によるFMC提供の早期実現に向け、具体的なサービス提供条件等を継続検討すべきと考えます。

（理由）

0AB-J番号のモビリティを求めるユーザニーズは高く、FMC用番号として使用する事は、ユーザ利便性の向上につながると考えられます。

0AB-J番号でのIP電話ユーザ数は既に百万を超えており、今後も加速することが予想されることから、PSTN網からIP網への転換は既に進んでいると考えられます。

諸外国においても、固定電話番号でFMCサービス及び試験サービスを提供する動きが始まっています。

（西日本電信電話株式会社）

0AB～J番号によるFMCサービスの提供については、利用者に大きな影響を生じることから、現時点においては適当ではないと考えます。

今後、利用者の0AB～J番号に対する意識の変化、PSTN網からIP網への転換の状況等を踏まえ、必要に応じ、検討していくことが考えられます。

< 緊急通報及び番号ポータビリティについて >

意見7 新規FMC用番号に関し、「緊急通報や番号ポータビリティについては、将来的に検討していくべき課題である」という内容に賛成する。

「新規番号によるFMCサービス提供の場合、緊急通報や番号ポータビリティについては、対象となるサービスが出現していない現時点において要件として規定することは時期尚早であるが、今後、FMCサービスの利用が普及していくに伴い、具備することが求められるものであることから、将来的に検討していくべき課題である」については、賛成いたします。

緊急通報については、市場の推移を見守りながら検討いただけるよう要望いたします。

(イー・アクセス株式会社)

報告書案に賛成のご意見として承ります。

意見8 FMCサービスにおける緊急通報の技術的条件の見直しが必要。

FMCにおける緊急通報に関連しまして平成17年10月25日 諮問第1141号(事業用電気通信設備規則の一部改正・・・IP電話・携帯電話の位置情報通知)についてFMCを含めた見直しをお願いします。

(理由)

上記の改正案にはFMCの考え方は入っておらずFMCを用いた場合についての技術的な条件の見直しが必要と考えます。

(個人)

新規番号によるFMCサービスについては、対象となるサービスが出現していない現時点において、緊急通報や番号ポータビリティを要件として規定することは時期尚早ですが、今後、FMCサービスの利用が普及していくに伴い、具備することが求められるものであることから、将来的に検討していくべき課題と考えます。

また、既存の電話サービスの組み合わせにより提供するFMCサービスについては、個々の番号に係る緊急通報や番号ポータビリティ等、既存番号で提供されているものについては、その確保が当然に求められます。

< 事業者間の公平性について >

意見9 新規FMC用番号であっても、事業者間公平性について注意すべき。

新規FMC用番号の利用であっても、公平性の確保について注意が必要。

(理由)

060番号をUPTとして既に指定を受けている事業者もあることから、NTT網改造費用の負担等で指定済みの番号の利用による優位性が生じないよう注意が必要。

(ソフトバンクBB株式会社、BBテクノロジー株式会社)

FMCサービス提供における公正競争条件については、今後の検討課題と考えます。

<p>意見 10 「既存番号のみを利用可能とすることは不適當」に賛成する。</p> <p>「既存番号のみを利用可能とすることは不適當」については、賛成いたします。 (イー・アクセス株式会社)</p>	<p>報告書案に賛成のご意見として承ります。</p>
<p>&lt; サービス導入に向けた当面の課題について &gt;</p>	
<p>意見 11 ユニバーサルサービス負担金の算定方法について、議論すべき。</p> <p>「ユニバーサルサービス負担金の算定方法等にも影響が生ずると考えられる。」 F M C 番号の負担の在り方について、負担の公平性を考慮した議論を行っていた きたいと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>新規 F M C 番号を負担対象とした場合、既存サービスの組み合わせで提供 する形態では、既に既存サービスの番号で負担が発生していることから、重 複した負担となります。</p> <p>また、既存番号による F M C サービスの提供の場合、F M C 番号としても 負担が必要かどうかといった検討事項があります。</p> <p>更に、新規 F M C 番号と既存番号による F M C とで負担の扱いを変え ると、同一サービスで番号によって差が生じることから競争条件の中立性に影 響が生じる恐れがあります。</p> <p>(ソフトバンク BB 株式会社、BB テクノロジー株式会社)</p>	<p>F M C 用番号に関するユニバーサルサービス負担金の扱 いについては、今後の課題として検討される必要があると 考えます。</p>
<p>意見 12 「競争環境の整備」とは、MVNO がビジネスを展開する上での各種ル ール整備を意味するものと理解。</p> <p>「MVNO 形態による同様のサービスの提供を可能とするなど、必要な競争環境の整 備を図っていく必要がある。」 上記報告書記述の「競争環境の整備」とは、MVNO がビジネスを展開する上での各 種ルール整備を意味するものと理解しています。</p> <p>(理由)</p> <p>MVNO に関する当該報告書の記述は、現在、総務省殿にて検討されている、 各種ルール整備を指していると認識しています。</p> <p>( B B モバイル株式会社、ボーダフォン株式会社 )</p>	<p>ご指摘のとおり、現在二次意見募集中の「携帯電話事業 の環境変化と今後の政策対応に関する意見募集」をはじめ とした総務省における検討の中で、各種ルール整備を図っ ていく必要があると考えます。</p>

意見 13 F M C サービスの提供よりも、パケット料金を改善すべき。

固定通信と移動通信の融合した F M C (Fixed-Mobile Convergence) 等の新サービスと言うが、それは P H S とどう違うのだろうか？元々、P H S は固定電話の子機を外出先でも使えるようにしたものだったような気がするのだが・・・？

だから全然新しいサービスでもなんでもないような気がする。それよりも、パケット代を何とかするほうを利用者としては望む。実際におかしな話だ。

例えば、一曲パケットでダウンロードすると、2500円ぐらいになる。しかし、一曲なんて3分ぐらいだろう・・・そうすると、通話料は120円ぐらいだ。パケットはデータ量なのだが、通話だってデータと見ることもできるし、3分間も回線を占有するとなれば、どれほどのデータ量を送ることができるのだろうか？そう考えると、通信をすべてデジタルのデータにして、I P 電話のように、通話がおまけのような感じにできると考えられる。

しかし、現状ではパケット代が高すぎるので、一曲ダウンロードするが如く、通話もデータとしてみると、3分だと・・・数万円になるのではないだろうか？逆に、パケット代を重量制から、定額制(月3000円ぐらい)にすることができて、通話もI P 電話のようにすれば、それで解決しそうな話しである。

また、家庭や事業所などの複数人共同で回線を使っている場合はどうなるのだろうか？一人での利用なら、P H S のウィルコム の定額プランで O K だよ？ただ、速度的な問題があるが・・・。

何も新サービスではないように思えるし、複数人で使用している環境に対するものが何もないのであれば、全くといってメリットを感じないのだが・・・？それよりも、パケットを使い放題の定額にしてくれたほうが、ズーと利便性は向上すると思う。

(個人)

パケット料金については、本研究会の検討範囲ではありません。

第2章 新規サービス受付への1XY番号の使用について

< NTT東西に求める対応策について >

意見14 NTT東西に求める対応策について、報告書案に賛同する。

「NTT東西において、まずは1XY番号を新規サービス（加入電話及びISDNサービス以外のサービス）の受付番号として広告を行わないとともに、新規サービスの広告において受付番号を示す場合は、着信課金用番号等を用いることとすることが適当である」という報告書案の内容に賛同致します。

また、1XY番号による新規サービスの受付を行うことについて、「競争条件の同等性が損なわれていると認められる場合においては、改めて検討することが適当である」という報告書案の内容に賛同致します。

（理由）

アンケート調査結果の評価のとおり、独占的なシェアを持つNTT東西殿が、桁数が短く、利用者にとって利便性の高い1XY番号を用いて、新規サービスの広告を行うことは、競争条件に差異をもたらすものと考えます。各事業者に受付用の1XY番号を割り当てることは、1XY番号の容量に影響が大きいいため、着信課金用番号等の代替の接続方法を用いることが合理的であると考えます。

また、これまで1XY番号を新規サービスの広告として利用してきた経緯を考慮すると、今後も一定数の利用者が1XY番号を使用して、新規サービスの申込みの依頼を行うことが想定されます。そのため、当面の間、NTT東西殿による総務省殿への問い合わせ状況の報告に加え、適宜、公正な検証を実施し、競争条件の同等性が保たれるよう十分に配慮すべきであると考えます。

（BBモバイル株式会社、ボーダフォン株式会社）

「NTT東西において、まずは1XY番号を新規サービス（加入電話及びISDNサービス以外のサービス）の受付番号として広告を行わないとともに、新規サービスの広告において受付番号を示す場合は、着信課金用番号等を用いることとすることが適当である。」の報告書案について賛成します。

（理由）

今回のアンケートで桁数効果が証明されたことから、独占状況にある固定電話からの移行先であるブロードバンドサービス等の受付に1XYを利用することは、同じブロードバンドサービス等を提供する競争事業者との競争条件の同等性が担保されているとはいえないため、当該広告を行わないことは適当だと考えます。

（ソフトバンクBB株式会社、BBテクノロジー株式会社）

報告書案に賛成のご意見として承ります。

<p><b>意見 15</b> 116 番号で新規サービスの勧誘や受付を行わないように徹底すべき。</p> <p>「NTT東西によるFTTH等新規サービス受付への116 番号の使用は他事業者との競争条件に差異をもたらすことから、公正競争条件を確保するための措置として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・116 番号を新規サービスの受付番号として広告しないことが適当</li> <li>・新規サービスの広告には、着信課金電話番号を用いることが適当</li> <li>・新規サービスとは、『固定電話（加入電話およびISDN）サービス以外のサービス』とすることが適当」</li> </ul> <p>については、これまで営業妨害が発生していた「116」について、「116 番号を新規サービスの受付番号として広告しないことが適当」となったことは歓迎いたします。</p> <p>ただし、「116」の公平性・中立性の確保のためには、116 番号を新規サービスの受付番号として広告しないだけでなく、116 番号で新規サービスの勧誘や受付を行わないように徹底すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（イー・アクセス株式会社）</p>	<p>116 番号での新規サービスの勧誘を行うことは、新規サービスの受付番号として広告することと同視しうるものであり、公正競争条件の観点から適当ではないと考えます。</p> <p>他方、116 番号での新規サービスの受付自体を行わないこととするについては、報告書案 p.43 においても述べているとおり、利用者利便を著しく損なう可能性がないか、更なる検証を要するものであると考えます。</p> <p>したがって、当面は広告に関する措置の運用状況等を注視すべきであり、その結果、当該広告に関する措置の実施によってもなお競争条件の同等性が損なわれていると認められる場合においては、改めて検討が必要であると考えます。</p>
<p>&lt; 新規サービス受付を1XY番号による対応とは別とする案について &gt;</p>	
<p><b>意見 16</b> 「116」の利用に関して、利便性を低下させる措置は避けるべき。</p> <p>お客様からの注文受付番号である「116」の利用に関しては、お客様に受付番号の使い分けを強いる等、お客様の利便性を低下させる措置は避けるべきであると考えます。</p> <p>（理由）</p> <p>アンケートにおいて「桁数効果は料金水準等のサービス内容の差別化により克服可能なものである」との分析結果が出ていること（報告書案42頁）</p> <p>「00XY+2桁」や「ダイヤル」などの利用によって他事業者も短桁化が可能であること（KDDI殿 0057、日本テレコム殿 0088-82 など実績あり）</p> <p>を踏まえれば、お客様に受付番号の使い分けを強いる等、お客様の利便性を低下させる措置は避けるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">（東日本電信電話株式会社）</p>	<p>報告書案において示した方針は、利用者利便の観点についても考慮しているものです。</p> <p>報告書案 p.43 においても述べているとおり、広告に関する措置については、基本的にはNTT東西の営業方法の変更であり、利用者利便を著しく損なうものではないと考えます。</p> <p>他方、新規サービスの受付について、1XY番号による対応とは別とすることに関しては、利用者が従前通り1XY番号で新規サービスの申込みを行った場合における対応等に関して、利用者利便を著しく損なう可能性がないか、更なる検証を要するものであると考えます。</p> <p>したがって、当面は広告に関する措置の運用状況等を注視すべきであり、その結果、当該広告に関する措置の実施によってもなお競争条件の同等性が損なわれていると認められる場合においては、改めて検討が必要であると考えます。</p>

<p>ブロードバンドサービスについては、事業者間で激しい競争が行われ、その結果DSL等のシェアが示すように競争状況は十分に進展しているものと認識しております。</p> <p>このような中で、新規サービス受付への1XY番号の使用に関して、本報告書(案)が公正競争条件の観点、利用者利便の観点を考慮する必要があるとしている点については適切であると考えます。</p> <p>とりわけ、新規サービスの受付については1XY番号による対応とは別とし、着信課金番号等による対応とすることに関しては、本報告書(案)にあるとおり、利用者が従前どおり1XY番号で新規サービスの申込みを行うケースや、固定電話サービスに関する問い合わせと新規サービスに関する問い合わせを共に行うケースが想定されることから、利用者利便を低下させる措置は避けるべきであると考えます。</p> <p>(西日本電信電話株式会社)</p>	
<p>&lt; 総務省における実態の把握について &gt;</p>	
<p>意見 17 NTT東西のサービス別収支などについて、稼働時間についての調査を要望する。</p> <p>「総務省よりNTT東西に対し、当分の間、1XY番号による問い合わせの現状(1XY番号による問い合わせの受付件数および代表的な新規サービスの申し込みの受付件数を含む。)についての報告を求めることにより、総務省において実態の把握に努めることが適当」について、NTT東西のサービス別収支などには、稼働時間をコストドライバとしているので、件数だけではなく稼働時間についても調査し(もしくは調査済み)公表いただけますよう要望いたします。</p> <p>(イー・アクセス株式会社)</p>	<p>総務省が実態の把握のためにNTT東西に対して求めるべき報告の具体的内容については、当該報告を求める目的が、広告での1XY番号の掲示を中止した後において、新規サービスの申込みで1XY番号がどの程度利用されているのかを定量的に把握することにより、広告に関する措置の実効性を検証することにあることから、稼働時間を対象とすることは、この目的に照らして適切ではないと考えます。</p> <p>また、報告を受けた情報の公表の適否については、当該情報を公にすることにより、NTT東西の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるか否か等を踏まえて個別に検討することが必要と考えます。</p>

第3章 行政への問い合わせ用1XY番号について	
＜都道府県向け番号について＞	
<p><b>意見18</b> 都道府県に対して付与する必要性を明確にすべき。</p> <p>「1XY番号を2番号（市町村と都道府県）付与することが適当」 都道府県に対して番号の割り当てるのであれば、その必要性を明確にすべきと考えます。</p> <p>（理由） 都道府県の番号利用意向が明らかでない。 現状の問い合わせ件数や今後の窓口の開設計画が不明。 （ソフトバンクBB株式会社、BBテクノロジー株式会社）</p>	<p>府県レベルでもコールセンター開設を検討中のところがあります。</p> <p>また、コールセンターを持たない自治体においても、代表電話への接続という形態での使用も有用と考えられます。</p>
＜対象地域及び対象事業者について＞	
<p><b>意見19</b> 公衆網経由で接続するなど、事業者の拡大を念頭におき、接続経路を確保することが望ましい。</p> <p>「以上の検討の結果、行政に対する問い合わせに限り使用できる番号として1XY番号を2番号（市町村と都道府県）付与することが適当である。 ただし、1XY番号を使用するにあたっては、・・・（中略）・・・さらには、利用者の利便性向上に向け、他の行政区行くからの発信など当該地域外からの接続や、携帯電話やCATV電話、直収電話や050IP電話など対応事業者の拡大を念頭におきつつ、全国的に統一したサービス条件を策定することが必要と考えられる。」 について、限られた事業者（NTT加入電話）から1XYへ接続することを前提におくことについては異論ありません。 ただし、接続経路については、事業者の拡大を念頭において、公衆網経由で接続するなど方法を確保しておくことが望ましいと考えます。 （イー・アクセス株式会社）</p>	<p>導入当初は限られた事業者からの接続に限定されるとしても、対応事業者の拡大についても検討していくことが必要と考えます。</p>
＜導入に向けた今後の取組みについて＞	
<p><b>意見20</b> 将来接続の可能性がある他の固定電話事業者及び携帯電話事業者も交えた調整の場を設定すべき。</p> <p>「1XY番号を使用するにあたっては、全国的に広く利用されるための対応に加え、全国的に統一したサービス条件の策定、費用負担方法等の調整が必要である。</p>	<p>今後、総務省により、自治体と将来接続の可能性がある他の固定電話事業者及び携帯電話事業者等も交えた連絡調</p>

<p>そこで、今後、総務省により自治体と関係事業者の間の連絡調整の場を設け、関係者においてこれらの調整を実施していくことが適当である。」につきましては、当面利用されるNTT東西殿のみだけでなく、将来接続の可能性がある他の固定電話事業者及び携帯電話事業者も交えた調整の場を設定して頂きたいと考えます。</p> <p>(理由)  将来、NTT東西殿以外の事業者からの発信も十分に想定されることから、当初からNTT東西殿とネットワーク形態が異なる他固定電話事業者や、ダイヤル手順が異なる携帯電話事業者からの接続を想定したサービス条件や費用負担方法の検討を行うべきと考えます。</p> <p>(日本テレコム株式会社)</p>	<p>整の場を設け、関係者において調整を実施していくことが適当と考えます。</p>
<p><b>意見 21 サービス提供に係る網改修費用等を回収できることを前提とすべき。</b></p> <p>本サービスの提供にあたっては、利用者・提供者の双方にメリットが生じるように、市民・自治体共に利便性の向上が見込め、更には通信事業者がサービス提供に掛かる網改修費用等を回収できることを前提とすべきと考えます。</p> <p>(理由)  行政への問い合わせについては高い公共性が認められる事から、新規に1XY番号付与する場合には長期安定的にサービスを維持・提供させていただくために、通信事業者に掛かる網改修費用等が回収できるしくみが必要と考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社)</p>	<p>1XY番号を使用するにあたっては、全国的に統一したサービス条件の策定、費用負担方法等の調整が必要となります。</p> <p>今後、総務省により自治体と関係事業者の間の連絡調整の場を設け、関係者において費用負担方法等の調整を実施していくことが適当であると考えます。</p>
<p>行政への問い合わせについては、高い公共性が認められて今回新規に1XY番号が付与されることから、サービス提供及びシステム構築にあたっては、市民・自治体における利便性の向上が必須であります。</p> <p>具体的なサービス条件を策定する際に、加入者交換機の収容区域と行政区域が一致していない場合の対応などが課題となるとともに、本サービスを長期安定的に提供・維持させていただくためには通信事業者に掛かる網改修費用等が回収できるしくみが必要です。</p> <p>(西日本電信電話株式会社)</p>	

第4章 インターネット電話への転送について

<全般>

意見22 インターネット電話への転送について、番号の利用に関する正しい方向性を示しており賛成する。

インターネットへの電話の転送サービスは音声通信の世界的発展の中で今後多くの利用者に評価されるサービスであり、番号の利用に関する正しい方向を示したものと適切であり、賛成いたします。

(株式会社ハイテクノロジー推進研究所)

報告書案に賛成のご意見として承ります。

<ガイダンスの挿入について>

意見23 転送先のユーザにつながるまでは課金されないこととするべき。

発信者保護の観点より、転送電話であってもユーザが着呼するまでは通話料課金が行われないことを希望します。

(理由)

ユーザの認識として、電話は相手が出るまでは課金されないということが一般的な常識であり、インターネット転送電話だけが着信前に課金されてしまうのは、発信者保護の観点より避けるべきと考えます。

(株式会社リンク)

ご指摘の点については、関係事業者間で調整されるべき事項と考えます。

電話キャリアは、サービス利用者の SIP サーバに呼を着信させる際に、「ガイダンスが流れている間及び呼び出し音がなっている間は、課金をしない」などのルールが必要だと考えます。

(理由)

呼を着信するたびにガイダンスを流すことは、弊社 SIP サーバにて実現できませんが、弊社の SIP サーバで呼を着信させた上でガイダンスを流す場合、弊社 SIP 配下のユーザへ発信を行うたびに、ガイダンスを流す時間及び呼び出し音の時間も発信者側に課金されてしまうこととなり、たとえ発信者側は目的のユーザと通話が出来なくても、通信費用負担をすることになるのは、発信者保護の観点から利便性を損ねていると考えます。

(エムトゥエックス株式会社)

<p>インターネット電話のあり方についての検討は、番号付与の観点だけでなく、サービス提供という視点でトータルに検討されるべきと考えます。例えば、今回第二次報告書(案)では、PSTNからのインターネット電話への通信は、一旦GW等で終端させ転送とするというルールが規定されていますが、このルールに基づいた場合、ガイダンス時点から呼び出しを含め発信者へ課金される(インターネットへの転送前に着信する)ケースが生じます。これは明らかに相手ができるまで呼び出し中は無料、呼が成立してから課金が始まるという利用者の一般認識から逸脱しており、利用者便宜を損なうと考えます。</p> <p>(エニーユーザー株式会社)</p>	
<p><b>意見 24</b> 利用者が自営設備によりインターネットへ転送を行う場合も、呼を着信した上で転送を行う形態及びガイダンス挿入を義務づけるべき。</p> <p>利用者が自営設備を用いて公衆インターネット網に転送する場合も、品質の確保及び発信者保護の観点から『一旦呼を着信させた上で、インターネットに転送される形態及びガイダンスの挿入』を義務づけるべきだと考える。</p> <p>(理由)</p> <p>自営設備の場合はインターネットに転送することは許可されて、電気通信事業者のみに規制を掛けることがまったく理解しかねます。欧米では、回線込みでSIPサーバをホスティング事業者などへアウトソースすることが一般的となり、ユーザはSIPサービスによる利便性及び自由度の高いサービスを安価に享受できる環境にあります。一方、自営設備のみをインターネット転送を許可することは、既存のPBX業者による参入障壁を高め、先進性のあるテクノロジーやサービスの提供を願う企業やユーザを排除することになります。日本の通信市場において、平等な競争環境を構築することを切望します。</p> <p>(エムトゥエックス株式会社)</p>	<p>利用者が自らに着信した呼について、自営電気通信設備を用いてインターネットに転送を行う場合については、電気通信事業にあたらなないことから、ご指摘の規制を新たに設けることについては、適当ではないと考えます。</p>
<p><b>意見 25</b> ガイダンスについて、国際性に配慮した工夫を求めることが適切。</p> <p>64 ページ目にガイダンスの内容として『「インターネット電話サービス(又は個別サービス名等)に転送します。」等が考えられる。』となっております。しかし、日本社会の国際化が進み、道路標識等も国際的に理解できるものにする要望が高まっていることを考えれば、電話におけるガイダンスについても、特に国際性からみた配慮が必要と考えます。この観点からはKDDIのマイラインプラスを例にとると、単純に”KDDI”という表現は適切と思われる。このことから、</p>	<p>発信者保護の観点からは、インターネットを経由している点について、インターネットへの転送前に発信者に告知することが必要と考えます。</p> <p>国際性に配慮した工夫については、必要に応じ、提供事業者において検討されるべきものと考えます。ご指摘を踏まえ、報告書に記載いたします。</p>

<p>『個々のサービスの特性を配慮した上で国際性に配慮した工夫が求められる』 旨の追記があるのが適切と考えます。 (株式会社ハイテクノロジー推進研究所)</p>	
<p>&lt; 発信者番号表示について &gt;</p>	
<p>意見 26 インターネット電話から発信し、既存電話網への着信について一定の条件を満たした場合に、0 A 0 番号を発信者番号として通知することも考えられるとの内容に賛成する。</p> <p>「0 A 0 番号については、確実に着信転送サービスの個々の利用者からの発信であることが確認できる場合に限って、GWなどで既存電話網発信に用いた回線の番号を通知することも考えられる」との報告書案に賛成です。</p> <p>(理由) 地理的識別性等に問題がない0 A 0 が表示できることは、発信者の識別ができることでお客様にとって利便性が高まることが予想されます。 (ソフトバンク BB 株式会社、BB テクノロジー株式会社)</p>	<p>報告書に賛成のご意見として承ります。</p>
<p>意見 27 一定の条件を満たした場合、0 A 0 番号を発信者番号として通知することは適切。</p> <p>インターネット電話からの発信者番号通知について 「インターネット電話から発信し、既存電話網へ着信する場合、インターネット電話からの発信者番号通知は適切ではない」という案について、弊社はインターネット電話からの発信者番号通知については、ユーザーの利便性の確保という観点から、想定される問題の発生を回避する対策がなされた場合、0A0 番号の発信者番号通知を行うことは適切であると考えます。</p> <p>以下の条件を満たした場合、弊社はインターネット電話による成りすましの危険性を回避でき、かつユーザーの利便性を確保するという観点から 050 番号によるインターネット電話からの発信者番号通知は適切であると判断しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) サービス提供者が届出をしている電気通信事業者である。</li> <li>2) 050 番号を端末に埋め込むのではなく、端末に登録した ID をサーバー認証を行ったうえで、照合済み ID ごとの 050 番号をサービス提供事業者が発信時にネットワーク側で付与して相手に通知する仕組みであり、ユーザーが端末に対する恣</li> </ol>	<p>0 A 0 番号については、確実に着信転送サービスの個々の利用者からの発信であることが確認できる場合に限って、インターネット網からの発信を既存電話網において受信先に転送する機能を有するGWなどで発信に用いた回線の番号を通知することが考えられます。</p>

<p>意的操作を行って 050 通知番号を任意に書き換え等することが事実上不可能である。</p> <p>3) 確実に弊社サービスの個々の利用者からの発信であることが確認でき、その番号にかけ直すことが可能である。</p> <p>4) ユーザーへの 050 番号付与にあたっては、契約に基づき本人確認書類の提出を義務づけ審査を行っており、必要な場合に番号の契約者が特定できる。</p> <p>上記条件を満たした場合は、既存の一般回線と同程度のセキュリティを保持でき、安全に 050 番号の運用ができるので、インターネット電話における 050 番号の発信者番号通知は問題がなく、適切であると考えます。</p> <p>(エニーユーザー株式会社)</p>	
<p><b>意見 28</b> 0 A B ~ J 番号の発信者番号の取り扱いに関する記述は再考を要する。</p> <p>「0 A B ~ J 番号で発信者番号を通知しないことが適当である」との内容について、そのまま採用されるべきでは無いと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>スカイプや DID Xchange (<a href="http://www.didx.org">http://www.didx.org</a>) など、自由に海外の番号を取得できる時代となり、通信の自由化が世界的に進む中で、0 A B ~ J 番号の利用を制限することが利用者保護になっているのか疑問である。</p> <p>また、地理識別性の点について、緊急番号の扱いが重要と考えるがアメリカでは E-911 が VOIP 事業者へ対応を義務付けるなど、政府主導で積極的に VOIP の活用を推進しています。日本の通信市場の自由度が下がることは、利用者の利便性を損なうことになると考えます。</p> <p>(エムトゥエックス株式会社)</p>	<p>インターネットから発信し、既存電話網へ着信する場合については、GWなどで既存電話網発信に用いた回線の番号が通知されると、その番号にかけ直した場合に必ずしもつながるとは限らないことや、特に 0 A B ~ J 番号が通知される場合には地理的識別性等の点で問題があるなど、利用者保護の観点から慎重に対応する必要があると考えます。</p>
<p>&lt; 新たな番号帯の新設について &gt;</p>	
<p><b>意見 29</b> インターネット電話用に新たな電気通信番号を割り当てるべき。</p> <p>インターネット電話用に新規に電気通信番号に割り当てることを要望します。</p> <p>(理由)</p> <p>携帯電話では通話品質が悪く、まともに会話が出来ない状態であっても、発信者側に課金が行われているベストエフォートサービス型のサービスであることを鑑みると、発信者側がインターネット経由の電話番号だと識別できる番号を用意すべきだと考えます。</p> <p>(エムトゥエックス株式会社)</p>	<p>インターネット電話の番号については、今後、必要に応じて、検討を行っていくことが適当と考えます。</p>

<p>インターネット転送電話用として 0A0 番号の新設を希望します。</p> <p>(理由)  番号を新設することにより、報告書上で問題となっている「インターネットへ転送されていることへの発信者の認識」と「毎回ガイダンスが流れることによる使い勝手の悪さ」の両方が解決されると考えます。  高品質なインターネット網が整備されている日本では、今後スカイプ・フュージョンスタイルの電話サービスが続々とリリースされることになると思われ、早期の対応を希望します。</p> <p>(株式会社リンク)</p>	
<p>インターネット電話は品質保証がないネットワークなので、電気通信番号の付与が認められないとされており、今回の報告書にも明記されていますが、実際にはインフラの向上に伴いインターネット電話の品質は向上しています。日本市場においても Skype 等の一般ユーザーは増加しており、またビジネス通信手段として採用する企業もでてきています。半面、携帯電話においては、電波の届かない場所、電波の悪い場所等により、通話品質がインターネット電話より劣る場合もあるにもかかわらず、音声品質基準は明確化されておりません。今後の IP 化時代において、インターネット電話 = 品質保証がないから電気通信番号の付与が認められないというルールは、利用者の視点に立ち再検討が必要だと考えます。同時に、上記 2) の「インターネット電話への通信は、一旦 GW 等で終端させ転送というルール」も合わせて検討し、利用者便宜を損なわないサービス提供のあるべき姿の検討を前向きに進めていくことが必要であると考えています。</p> <p>(エニユーザー株式会社)</p>	
<p>&lt;その他&gt;</p>	
<p>意見 30 インターネット電話への転送も既存の転送サービスも、通話品質の問題は同じであり、電話転送時の音声品質についてのルールを統一すべき。</p> <p>発信者保護の観点でいうところの電話転送時の音声品質についてのルールの統一を希望します。</p> <p>(理由)  現在行われている転送サービス(ボイスワープなど)を使用して、かかってきた電話を携帯電話へ転送された場合に、発信者へは携帯電話へ転送されたことを事前に把握するすべはなく、転送先が通信状態の不安定なエリアで</p>	<p>インターネット電話への転送では、電気通信事業者はインターネット区間のネットワーク管理ができないことから通話品質が低下するおそれがあり、これについて事業者の責任が及ばないことが考えられます。</p> <p>一方、既存の転送サービスについては、電気通信事業者により管理されたネットワーク間の転送であり、ネットワークのそれぞれの区間で、各電気通信事業者が通話品質の</p>

<p>「よく聞き取れない」「会話途中で切れた」などの状況が容易に想像できます。この場合の料金負担者は当然のことながら発信者であります。</p> <p>上述現象は、報告書で問題となっているインターネット転送電話における通話品質の問題と全く同種であり、既存の転送サービスでも「携帯電話へ転送します」等のガイダンスを入れることをルール化するか、インターネット転送電話の「ガイダンス」を不要とするか、ルールの統一を希望します。</p> <p>(株式会社リンク)</p>	<p>維持に努めなければならないとされています。</p> <p>したがって、インターネット電話への転送と既存の転送サービスとでは、通話品質の問題は同じとは考えません。</p>
<div data-bbox="226 408 1258 488" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見 31 セキュリティの問題については、インターネット電話固有の問題か否かを明確にすべき。</p> </div> <p>インターネット電話におけるセキュリティの問題については、インターネット電話固有の問題か、あるいは一般電話回線でも起こりえる問題かを明確にした討議と対策の報告を希望します。</p> <p>(エニユーザー株式会社)</p>	<p>なりすましなどセキュリティ上の問題が発生した際に、インターネット電話への転送については、電気通信事業者の管理が及ばないインターネットを経由するため、電気通信事業者の責任が及ばない場合があると考えられます。これは、インターネット電話への転送に固有の問題と考えます。</p>

おわりに	
<p data-bbox="226 193 1267 264">意見 32 「今後、アドホックの検討体制ではなく、常設の検討体制が必要と考えられる。」という内容に賛成する。</p> <p data-bbox="226 292 1267 395">「今後、こうした課題に適時適切に対応するためには、累次の番号研究会のようなアドホックの検討体制ではなく、常設の検討体制が必要と考えられる。」については、賛成いたします。</p> <p data-bbox="248 400 1267 472">市場のニーズに即応できるスキームが必要と考えます。 (イー・アクセス株式会社)</p>	<p data-bbox="1317 292 1832 323">報告書案に賛成のご意見として承ります。</p>
<p data-bbox="226 512 1267 584">意見 33 検討会の常設に賛同する。電気通信番号政策についての検討は、オープンな場で行われるべき。</p> <p data-bbox="226 611 1267 746">電気通信市場の変化に対応するために、電気通信番号政策について検討する常設の場を設ける必要があるという報告書案の内容に賛同致します。この検討の場の方針が決定される際には、関係者の意見が適切に反映され、オープンな場で決定されるべきであると考えます。</p> <p data-bbox="286 791 387 823">(理由)</p> <p data-bbox="320 828 1267 1075">電気通信市場は、ネットワーク・システムの技術革新やグローバル化が急速に進展しており、電気通信番号の在り方に関する検討課題に適時適切に対応するために検討の場を常設することは必要であると考えます。また、電気通信番号の在り方は、利用者利益や電気通信サービスの発展に大きな影響を及ぼすものと考えます。このため、このような重要な決定を行うに際しては、関係者の意見が適切に反映され、オープンな場で決定されるべきであると考えます。</p> <p data-bbox="629 1086 1267 1118">( B B モバイル株式会社、ボーダフォン株式会社 )</p>	<p data-bbox="1290 611 2029 675">中立性及びオープン性の確保に十分に留意することは当然と考えます。</p>
<p data-bbox="248 1161 853 1193">常設の検討体制を設置することには賛同します。</p> <p data-bbox="226 1203 1267 1323">但し、電気通信番号に関する観点からのみでの検討だけでなく、料金サービス、技術基準、利用者保護および事業者間の競争（公平性）等多様な観点から検討できる場とするか、あるいは、これらを検討する審議会等検討機関と綿密な連携を図っ</p>	

て頂くと共に、関係事業者の意見を十分に取り入れてオープンな場で検討頂きたいと考えます。

(理由)

今後のネットワークのIP化の進展や新たなビジネスモデルの出現等に伴い、電気通信番号に関する検討課題が今まで以上に発生し、また、早期の解決を求められることが想定されることから、従来の番号研究会のように検討課題が顕在化する都度に研究会を招集するのではなく、常設の検討体制を設置することには賛同します。

但し、昨今の検討課題は電気通信番号に関する観点からのみでの検討だけでなく、料金サービス、技術基準、利用者保護および事業者間の競争(公平性)等多様な観点からの検討が必要な課題も多いため、早期の課題解決のために、これらの多様な観点について検討できる場とするか、あるいは、これらを検討する審議会等検討機関と綿密な連携を図って頂きたいと考えます。

また、電気通信番号のあり方と各社のネットワーク等は密接な関係があり、ネットワーク等の改修規模によって最終的にはユーザ料金に影響を及ぼす可能性もあります。事業者間の利害が直接対立するような課題においては、関係事業者が参加する検討会において中立的な議論を行うことは困難なこともあるとは考えますが、そういう場合においても、関係事業者の意見を十分に取り入れてオープンな場で検討頂きたいと考えます。

(日本テレコム株式会社)

「事業者の利益に直結する課題について、関係事業者が参加する研究会において中立的に議論し、結論を得ることには、自ずと限界があると考えられる」ことから、「番号政策について検討する常設の場を新たに設け、適切に検討」することについて賛成します。

ただし、新たな場においては、電気通信サービスの発展のため、適宜関係者の意見招集が行われること及び透明性のあるオープンな場で議論を行い、議事録や資料等が引き続き公開されることが必要と考えます。

(ソフトバンク BB 株式会社、BB テクノロジー株式会社)

意見 34 インターネット電話提供事業者を研究会に参加させるべき。

通信キャリアによるメンバーでの討議だけでなく、実際にインターネット電話サービスを提供するサービスプロバイダーをメンバーに加えた上での討議とし、ユーザの利便性と安全性、市場動向を考慮した上で、検討がされるべきと考えます。例えば、現在日本で最もユーザー数の多いインターネット電話サービスを提供する

電気通信事業者の利害が直接対立するような課題も増えてきていることから、関係事業者が参加する研究会による検討において中立的に議論し、結論を得ることには自ずと限界があると考えられます。

<p>Skype 社等にオブザーバーとして参加させ、ユーザーの利用動向を真摯に把握し検討を進めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(エニーユーザー株式会社)</p>	<p>このため、今後は、常設の検討の場を新たに設け、関係者の意見を広く聴取した上で、中立性及びオープン性の確保に十分に留意しつつ、適切に検討することが考えられます。</p> <p>ご指摘を踏まえ、報告書に「関係事業者をはじめ、広く意見を聴取し、」と記載することとします。</p>
<p><b>意見 35 検討会の常設に賛同する。検討会のメンバーには事業者も含めるべき。</b></p> <p>電気通信番号政策に関する検討の場を、これまでの研究会から、常設の検討体制に移行することは、課題に対するタイムリーな対応が期待できることから賛成です。</p> <p>番号は電気通信サービスの円滑な提供の確保のため非常に重要な役割を担っているものであり、常設の検討体制のメンバーには事業者も含めて頂くべきであると考えます。</p> <p>事業者はこれまでも中立性に留意して研究会に参加してきておりますが、事業者の利益に直結するような課題に対する中立性の懸念が強く常設の検討体制に事業者をメンバーとして含めることが難しいということであれば、技術的整合性や実装の経済性等を検証する場として常設の作業班を設立し、事業者をメンバーとして含めて頂くべきであると考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>番号の議論にあたっては、ネットワークの内部処理や技術開発動向、事業者間の接続形態、サービス提供条件、番号にかかわる営業支援体制などの専門知識を理解することが重要ですが、メンバーに事業者を含めない場合は、これらに関する情報の提供が滞り、適切な議論がしにくくなると考えられるため。</p> <p style="text-align: right;">( K D D I 株式会社 )</p>	
<p><b>意見 36 新しい技術、仕組みを視野に入れて検討すべき。</b></p> <p>現行サービスの問題点の洗い出し、評価については、Skype など市場で認知され、普及しつつある新しい技術、仕組みを視野に入れ、検討していくべきと考えます。日本国内の規制により、日本企業によるインターネット電話サービスが十分な利便性を提供できない場合には、国内ユーザーが海外サービスへ流れていくことが十分に考えられ、これは日本の通信技術・サービスの競争力の低下にもつながりかねないと危惧しています。</p> <p style="text-align: right;">(エニーユーザー株式会社)</p>	<p>新しい技術、仕組みなど、様々な観点からの検討が必要であると考えます。</p>